

## 不動産譲渡の空き家住宅特例、徹底解説

日 時 令和6年11月27日(水)  
13:30~16:30 (13:00 受付開始)

会 場 ホテルフローラ船橋 2階 紅藤  
船橋市本町7-11-1  
TEL:047-409-5211

講 師 國武 久幸 先生(税理士・不動産鑑定士)  
定 員 100名(先着順に締め切ります)

申込期間 令和6年11月22日(金)まで

受講料 組合員 無 料 (賛助会員、組合加入済の所属事務所職員を含む)  
非組合員 10,000円 (賛助会員以外の社員税理士及び所属税理士を含む)

申込方法 ①裏面の研修受講申込方法をご覧ください、HPからお申し込みください。  
パソコンでの申込みが困難な方は、組合までお電話ください。  
FAX申込用紙を送らせていただきます

②申込受付後、後日研修会申し込み確認票をお送りいたします。

注意事項 先着順に受け付けし定員に達し次第、締め切らせていただきます。

お申込をしていない場合は、  
当日会場にお越しになられても受講できませんのでご注意ください。

問合せ先 千葉県税理士協同組合 TEL:043-247-6250 FAX:043-247-6568

本研修は千葉県税理士会研修細則第2条第1項第5号に該当し、研修時間は3時間となります。

### 講師紹介 國武 久幸(くにたけ ひさゆき) 先生

1980年~1995年 東京国税局及び同局管内の税務署に勤務

1996年 大和不動産鑑定株式会社勤務

1997年 國武税理士事務所開設

1998年 株式会社國武不動産鑑定設立

## ◇◆研修内容◆◇

不動産譲渡の特例の中でも複雑難解な「被相続人の居住用財産を譲渡した場合の3000万円控除（空き家住宅特例：措法35③）」について、特例適用要件の確認とともに適用のための手続き、実務的な注意事項などについて解説いたします。さらに、小問事例によって、より理解を深めることができますと思います。

項目： 1. 特例概要と適用要件 2. 特例適用のための手続き  
3. 実務的な注意事項 4. 小問事例

### 『 不動産譲渡の空き家住宅特例、徹底解説 』

#### 1. 研修受講申込方法

千葉県税理士協同組合のHPから研修受講の申込

<https://www.chiba-zeikyo.or.jp/>

千葉県税理士協同組合 HP ➡ 研修案内 ➡ 研修No.015 の申込フォーム

必要事項記載の上、お申込みください。

※研修番号 **015** とご記載ください。

※**パソコンでのお申込みが困難な方は、お手数ですが組合までお電話ください。**

千葉県税理士協同組合 TEL:043-247-6250

#### 2. 研修申込通知

メールにて【研修申込・自動返信メール】を送付いたします。

※自動返信メールが届かないときは、お手数ですが組合までお電話ください。

メールアドレスが正確に入力されていない場合があります。

後日、改めて研修会申し込み確認票をお送りいたします。

※登録番号（個人の税理士登録番号）は千葉県税理士会の研修受講管理システムに対応するため、ご確認の上、正確にご記入ください。事務所職員の参加も歓迎いたします。

申込締切日:11月22日(金)

定員100名に達し次第、締め切らせていただきます。